## ○小山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

平成30年2月13日 規程第3号

(目的)

第1条 この要綱は、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が行う 小規模事業者経営改善資金の融資(以下「マル経融資」という。)の実行を受け た小規模事業者(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者をいう。以下同じ。) に対し、小山市小規模事業者経営改善資金利子補給金(以下「利子補給金」とい う。)を交付し、当該マル経融資に係る利子の一部を補助することにより、小規 模事業者の経営の安定及び資金調達の円滑化を図ることを目的とする。

(交付対象者)

- 第2条 利子補給金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。) は、次の各号のいずれにも該当する小規模事業者とする。
  - (1) 市内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる者
  - (2) 小山商工会議所、間々田商工会、小山市美田商工会又は桑絹商工会(以下「商工団体」という。)の経営指導及び推薦を受け、公庫からマル経融資の実行を受けた者であって、当該マル経融資に係る金銭消費貸借契約(以下「契約」という。)を誠実に履行している者
  - (3) 市税の滞納がない者

(交付対象融資)

第3条 利子補給金の対象となるマル経融資(以下「交付対象融資」という。)は、 交付対象者が実行を受けたマル経融資とする。ただし、借換えによるマル経融資 は交付対象融資としない。

(交付対象期間)

第4条 利子補給金の対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)は、交付 対象融資に係る契約に定める借入利子の1回目の支払日の属する月から起算して 24月を限度とする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に交付対象者が公庫に対し支払った交付対象融資に係る借入利子(返済遅延により加算された延滞利息分を除く。以下「交付対象利子」という。)に0.5%を乗じ、当該交付対象利子に係る年利率で除した額(1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。ただし、当該交付対象利子に係る年利率が0.5%以下の場合における利子補給金の額は、当該交付対象利子の額を上限とする。

(交付手続の委任)

- 第6条 利子補給金の交付を受けようとする交付対象者は、公庫からマル経融資の 実行を受けるに当たって推薦を受けた商工団体に対し、小山市小規模事業者経営 改善資金利子補給金委任状を提出し、利子補給金の交付申請、交付請求、受領、 報告その他利子補給金の交付に関する手続について委任するものとする。
- 2 利子補給金の交付を受けようとする交付対象者は、前項の規定により委任した 商工団体(以下「受任商工団体」という。)に対し、次に掲げる書類を提出しな ければならない。
  - (1) 個人(法人)情報の取扱に関する同意書
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (交付申請等)
- 第7条 受任商工団体は、前条第1項の規定による委任を受けたときは、小山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書及び小山市小規模事業者経営改善資金利子補給金対象者リストに、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 交付対象利子に係る支払証明書の写し
  - (2) 交付対象融資に係る支払済額明細書の写し
  - (3) 前条第2項の規定により交付対象者から提出された書類 (交付決定)
- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、利 子補給金の交付の可否を決定し、小山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交 付決定通知書又は小山市小規模事業者経営改善資金利子補給金不交付決定通知書 により、当該受任商工団体に通知するものとする。

(交付請求等)

- 第9条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた受任商工団体(以下「交付決定商工団体」という。)は、交付対象期間満了までの間、毎年度市長が指定する期日までに、小山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付請求書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、速やかに当該交付決定商工団体に対し、利子補給金を交付するものとする。

(交付決定者に対する利子補給金の交付)

第10条 交付決定商工団体は、前条の規定により利子補給金の交付を受けたときは、速やかに当該交付決定に係る交付対象者(以下「交付決定者」という。)に 利子補給金を交付するとともに、小山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付完了報告書を市長に提出しなければならない。

(交付決定者の報告義務)

- 第11条 交付決定者(第6号の事由に該当する場合にあっては、交付決定者の管財人、親族等)は、交付対象期間内において、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を交付決定商工団体に報告しなければならない。
  - (1) 交付対象融資に係る契約が解除となったとき。
  - (2) 交付対象融資に係る返済方法に変更があったとき。
  - (3) 交付対象融資の一部又は全部の繰上償還を行ったとき。
  - (4) 交付決定者の所在地若しくは住所又は名称若しくは氏名に変更があったとき。
  - (5) 利子補給金の振込先金融機関の口座の変更があったとき。
  - (6) 交付決定者が倒産又は死亡したとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、利子補給金の交付決定に係る重要な変更があったとき。
- 2 交付決定商工団体は、前項の規定による報告があったときは、小山市小規模事業者経営改善資金利子補給金変更届により直ちに市長に届け出なければならない。 (報告及び調査)

- 第12条 市長は、利子補給金の交付に関し必要と認めるときは、交付決定者及び 交付決定商工団体(以下「交付決定者等」という。)に対し報告を求め、又は調 査することができる。
- 2 交付決定者等は、前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときは、 これに協力しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還等)

- 第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 第7条の規定による利子補給金の交付決定を取り消し、既に交付した利子補給金 があるときは、その全部又は一部について返還を命ずることができる。
  - (1) 交付決定者の責めに帰すべき事由により交付対象融資に係る契約を解除されたとき。
  - (2) 交付対象融資に係る契約を誠実に履行していないと認められたとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
  - (4) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(様式)

第14条 この要綱に規定する小山市小規模事業者経営改善資金利子補給金委任状 等の様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日以後に実行を受けた交付 対象融資に適用する。